

令和 4 年 12 月 25 日

診療制限の一部解除について

病棟(整形外科・泌尿器科)職員の感染に伴う休職のため、診療制限を行って参りましたが、12月20日以降、新たな新型コロナウイルス感染者は確認されておりませんので、整形外科・泌尿器科の診療制限は12月26日より解除いたします。

一方、診療体制については、陽性者等の休職者が多いことから、下記のと通りの対応を実施させていただきます。

記

1. 入院診療について
循環器内科・血液内科・第三内科の新規入院を12月26日まで一部制限。
2. 外来診療について
循環器内科・血液内科・第三内科を12月26日まで予約診療。
3. 救急患者受入れについて
循環器内科・血液内科・第三内科の新規入院を12月26日まで一部制限。
4. 上記以外、全て通常診療。

皆さまには、ご心配とご不便をおかけしましたこととお詫び申し上げるとともに、当院では感染防止対策に引き続き全力で取り組んで参りますので、何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

白河厚生総合病院
病院長 大木 進司